

令和7・8年度入札参加資格申請の手引き

測量・建設コンサルタント業務等（個別審査）

松江市財政部 契約検査課

はじめに

令和7・8年度に松江市が発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札等に参加を希望される方は、必ず入札参加資格申請を行ってください。

申請方法は、インターネットを利用した「島根県電子調達共同利用システム」からの電子申請となります。

なお、入札参加資格申請にはＩＣカード（電子証明書）は不要です。

申請の手引きは4部構成です。申請に当っては、この手引きのほか下記の書類をご確認ください。

【この手引きの他に確認する書類（3部）】

- 島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編） 【令和7・8年度定期申請用】
（以下、「手引き（共通編）」という。）
- 島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編） 【令和7・8年度定期申請用】
（以下、「手引き（操作マニュアル編）」という。）
- 島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編） 【令和7・8年度定期申請用】
（以下、「手引き（個別情報画面編）」という。）

第1 申請書の受付等について

1 申請にあたっての注意事項

- (1) 入札参加資格審査の基準日は、令和7年7月31日とします。特に記載がない場合には、基準日時点の内容により書類作成を行ってください。
- (2) 申請にあたっては、本手引きを熟読のうえ、申請の項目漏れや誤り等のないよう十分に注意してください。
- (3) 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められたときに松江市の有資格業者として登録をします。なお、添付書類が期日までに提出されない場合は、資格審査の対象となりませんので、余裕を持って申請してください。
- (4) 申請および添付書類等に虚偽の事項の記載等をしたときは、資格を取消すことがあります。
- (5) 申請できる業種は、別表「入札参加有資格者登録業種一覧」のとおりです。資格申請システムにより希望される業種を選択してください。ただし、希望する業種に対応した登録を受けていない業種については、申請することができません。
- (6) 申請者は法人（個人）単位です。支店・事業部門間で事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

入札、契約についての権限を営業所、支社等に委任する場合は、システム内の「営業所情報登録」において受任者となる営業所、支社等を登録した上で、「申請先自治体別営業所選択」において、委任の状況を登録してください。

入札契約権限の一部に限った委任はできません。

※ここでいう委任とは、代表者から営業所等に入札、契約等の権限を委任することをいいます。単に入札書の提出を行う営業担当者等のことではありません。

- (7) 入札参加資格申請は、必ず島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により行ってください。紙での申請など「資格申請システム」以外の方法による申請は、原則として認めません。

2 申請できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 資格審査を希望する業種の種類に対応した登録を受けていること。
 - ・測量業務（測量法第55条の規定による登録）
 - ・土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規程第2条の規定による登録）
 - ・建築関係建設コンサルタント業務（建築士法第23条の規定による登録）
 - ・地質調査業務（地質調査業者登録規程第2条の規定による登録）
 - ・補償関係コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程第2条の規定による登録）
 - ・不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録）
 - ・その他の業務で営業に関し必要とされる登録
- (3) 松江市税の滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 社会保険料の滞納がないこと。
- (6) 松江市国民健康保険料の滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

※なお、今回の申請で認定された場合であっても、入札参加資格の有効期間中において、いずれかの要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することができなくなります。

3 入札参加資格申請の流れ

島根県電子調達共同利用システムの「競争入札参加資格申請受付システム」により申請を行います。申請の流れについては、本文のほか、「手引き（共通編）」及び「手引き（操作マニュアル編）」をご確認下さい。

(1) 予備登録

住所、会社名、代表者氏名、電話番号等の基本情報を入力します。

(2) ID／パスワードの送付

島根県電子調達共同利用システムから「ID・パスワード通知メール」が送付されます。

(3) 本登録

メールで送付された「入札参加資格申請用」のID・パスワードを使用し本登録を行います。

本登録が完了すると、島根県電子調達共同利用システムから「申請受付確認メール」が送信されます。

(4) 添付書類の提出

共通添付書類と個別添付書類を送付します。それぞれ送付先が異なる場合がありますのでご注意ください。

(5) 受理完了

本登録内容の審査が終了し、受理された場合は、「受理完了メール」が送信されます。

本登録内容に修正が必要な場合や、共通添付書類に不備等がある場合は「修正指示通知メール」が送られます。

(6) 認定完了

受理された登録内容をもとに認定作業を行い、認定された場合には「認定完了メール」が送信されます。令和7年9月下旬を予定しています。

4 申請受付期間

令和7年7月31日（木）から令和7年8月10日（日）まで

※ただし、土日・祝日は除きます。

※受付期間内に資格申請システムによる本登録並びに共通添付書類及び松江市独自添付書類の提出が完了していなければなりません（添付書類は下記6「提出書類」参照）。**なお、添付書類については、郵便または信書便による場合は期限日消印有効としますが、それ以外の場合は期限内必着とします。**

5 入札参加資格の有効期間

令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

6 提出書類

申請に必要な書類は次のとおりですので、確認のうえご提出ください。

なお、提出書類の内容及び所定の様式の作成にあたっては、「第2 申請書等の作成要領（松江市個別添付書類）」（後述）をご確認ください。

(1) 共通審査添付書類：「手引き（共通編）」をご確認ください。

(2) 松江市個別添付書類：下記ア及びイ、ウ並びにエのいずれかで該当するもの

ア. 全ての申請者に共通して必要な提出書類

（※提出欄の○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ必要です。）

番号	提出書類	備 考	提出
1	個別添付書類送付票（松江市）	資格申請システムから出力されるもの	○
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）	資格申請システムから出力されるもの	○
3	営業所一覧表	本店（本社）以外の営業所の有無に関わらず添付	○
4	登録に関する証明書等（写し）	申請する業務に関する登録証明書又は登録通知書等の写しを添付 （「第2 申請書等の作成要領」項目4を参照）	○
5	測量等実績調書	システムにデータが添付できない場合のみ	△
6	技術者経歴書	システムにデータが添付できない場合のみ	△
7	業態調書（様式第1号）	関係会社等の有無に関わらず添付	○
8	社会保険料納証明書等（写し）	加入が義務付けられている事業所（すべての法人。個人にあっては従業員5人以上の適用事業所。）は添付	△
9	市税納付状況調査同意書（様式第2号）	松江市内に営業所等の所在が有る無しに関わらず添付	○
10	国民健康保険料納付状況調査同意書（様式第3号）	社会保険に加入義務のない個人事業主は添付	△

イ. 松江市内に本店（本社）を有する事業者、松江市内に契約の委任をした支店・営業所を有する事業者で補償コンサルタント業務を希望する場合のみ必要な添付書類

番号	提出書類
11	補償コンサルタント業務に関する調書（様式第4号）

ウ. 松江市内に本店（本社）を有する事業者で建築コンサルタント業務を希望する場合のみ必要な添付書類

番号	提出書類
12	建築コンサルタント業務に関する調書（様式第5号）

工. 松江市内に契約の委任をした支店・営業所を有する事業者で測量業務・土木関係建設コンサルタント・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務・その他の業務を希望する場合必要な添付書類

番号	提出書類
13	測量・建設コンサルタント業務等に関する調書（準市内業者用）（様式第6号）

※ 様式は、

「[松江市ホームページ](#)：入札契約情報」

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/nyusatsu/gyosha/kouji-teikishinsei.html>
からダウンロードしてください。

7 書類の提出

書類には、共通添付書類と松江市個別添付書類があり、提出先が異なる場合があります。

(1) 共通添付書類

参加自治体が共通で必要とする書類です。複数の自治体に申請を行う場合でも1部の提出となります。詳細につきましては、「手引き（共通編）」をご確認ください。

(2) 松江市個別添付書類

松江市が独自に必要な書類です。

松江市に対して、建設工事に重複して入札参加資格申請をする場合は、それぞれ添付書類をご提出ください。

- ・提出先 〒690－8540 島根県松江市末次町86番地
松江市財政部契約検査課 宛
- ・提出方法

松江市個別添付書類はA4サイズとし、添付書類番号順に並べたうえ、クリアファイルに挟んでください。（個別添付書類送付票が一番上にくるように並べてください。）

また送付される際には、封筒に朱書きで『松江市入札参加資格申請書類（測量・建設コンサルタント業務等）在中』と明記し送付してください。

8 審査結果について

令和7年9月下旬を目途にシステムにより「認定完了メール」を送信します。メールおよびシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を付してその旨別途通知します。

第2 申請書等の作成要領（松江市個別添付書類）

1 個別添付書類送付票（松江市）

添付する書類のチェック欄にチェックを記入してください。

※「手引き（操作マニュアル編）」3.17-2

2 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの

資格申請システムから出力された様式のコピーを添付してください。

※「手引き（操作マニュアル編）」3.16③

3 営業所一覧表

資格申請システムにおいてデータファイルを添付した営業所一覧表を印刷したものを添付してください。直前の整備局へ提出済みの現況報告書で可とします。

4 登録に関する証明書等

次の業務に関し、登録証明書又は登録通知書等の写しを添付してください。

- ・測量業務（測量法第55条の規定により登録を受けた者）
- ・土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者）
- ・建築関係建設コンサルタント業務（建築士法第23条の規定により登録を受けた者）
- ・地質調査業務（地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けた者）
- ・補償関係コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者）
- ・不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定により登録を受けた者）
- ・その他の業務で営業に関し必要とされる登録を受けた者

5 測量等実績調書

測量等実績調書は資格申請システムにおいてデータファイルを添付することとしています。

資格申請システムでの添付ができない場合に限り、紙での提出を認めます。

直前の整備局へ提出済みの現況報告書で可とします。申請時まで追加があれば赤字で記載してください。

6 技術者経歴書

技術者経歴書は資格申請システムにおいてデータファイルを添付することとしています。

資格申請システムでの添付ができない場合に限り、紙での提出を認めます。

直前の整備局へ提出済みの現況報告書で可とします。申請時までに変更等があれば赤字で記載してください。

7 業態調書

資本関係又は役員等の人的関係がある会社について業態調書（様式第1号）に記入してください。
当該関係がない場合も「該当なし」として記入し、ご提出ください。（押印不要）

※役員等・・・代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人とします。監査役及び執行役員は役員等に該当しません。

※資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について…別紙参照

8 社会保険料納入証明書等

社会保険適用事業所の場合は、本社管轄の日本年金機構年金事務所において、「社会保険料納入証明書」により未納がないことを確認されたものをご提出ください。なお、ご加入の健康保険が組合管掌等健康保険の場合は、「社会保険料納入確認（申請）書（参考様式）」（当該組合等の任意様式でも可）により、当該組合等に未納がないことを確認されたものを併せてご提出ください。

（領収書の添付による確認は認めません。）

証明の対象期間は直近2年間分とします。社会保険料加入期間が2年間未満の場合は、加入から申請までの期間とします。なお、合併等により2年間分の証明ができない場合は、2年間に満たない期間について旧商号等での確認が必要です。また、証明書（または確認書）は、発行年月日が申請日前3か月以内（令和7年4月31日以降）のものをご提出ください。

証明書について詳しくは、日本年金機構のホームページを参照してください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20140311.html>

9 市税納付状況調査同意書

- (1) 松江市税の納付状況について、松江市が関係公簿を調査することについて同意の上で市税納付状況調査同意書（様式第2号）を作成してください。（押印必要）
- (2) 申請日時時点で市税の納付義務が無い場合であっても、提出が必要です。
- (3) 個人事業者の場合は代表者の生年月日を記入してください。
- (4) 入札契約権限の委任の有無に関わらず、松江市内に主たる営業所以外の営業所等（連絡所等を含む。）を有する場合は、松江市内営業所等の該当する口欄にレを記入のうえ、営業所等の情報を記入し、代表者印を押印してください。（この場合、申請者と営業所の代表者の両方の印が押印されている必要があります。）

10 国民健康保険料納付状況調査同意書

- (1) 個人事業主の方が該当となります。
- (2) 松江市国民健康保険料の納付状況について、松江市が関係公募を調査することについて同意の上で国民健康保険料納付状況調査同意書（様式第3号）を作成してください。（押印必要）
- (3) 申請日時時点で松江市国民健康保険料の納付義務が無い場合であっても、提出が必要です。
- (4) 同意書には必ず代表者の生年月日を記入してください。

第3 問合せ先

1 競争入札参加資格審査申請に関するについて

松江市財政部契約検査課

T E L : 0852-55-5403

F A X : 0852-55-5570

E-mail : gyousya-touroku/atmark/city.matsue.lg.jp

(「/atmark/」の部分を「@」に変更してください。)

2 システム全般及び操作に関するについて

島根県電子調達システムヘルプデスク

T E L : 0852-25-6701

別表

入札参加有資格者登録業種一覧

業 種	業 務 内 容
1. 測量業務	測量一般、地図の調整、航空測量
2. 土木関係建設 コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸、道路、下水道、造園、土質及び基礎、施工計画・施工設備及び積算、港湾及び空港、鉄道、農業土木、都市計画及び地方計画、鋼構造及びコンクリート、建設環境、電力土木、上水道及び工業用水道、森林土木、地質、トンネル、機械、水産土木、廃棄物、電気電子
3. 建築関係建設 コンサルタント	建築一般、専門（意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、無線、調査、展示、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査）に係る設計及び監理
4. 地質調査業務	地質調査業務
5. 補償関係コンサルタント 業務	土地調査、機械工作物、補償関係、土地評価、営業補償・特殊補償、物件、事業損失、総合補償
6. その他の業務	建設関係に係る業務で、1～5に該当しないもの (マスタープラン等の策定、環境計画調査、交通体系調査等)

(別紙)

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について
(建設工事、測量・建設コンサルタント業務等)

1. 趣旨

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札へ参加することについては、入札の適正さが阻害されるおそれがあるため、公正で実効ある競争確保の観点から入札への参加を制限します。

2. 同一入札への参加を制限する基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等または更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役（代表取締役も含む。）。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 <注：「執行役」と「執行役員」は異なります。>
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第

67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

① 複数の法人等を構成員とする組合（共同企業体を含む。）と当該組合の構成員が、同一の入札に参加している場合。

② 上記(1)または(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 同一入札への参加を制限する場合の取扱い

上記基準該当者のした入札は、無効として取扱います。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとします。